府中市空き家リバイバルプロジェクト補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年6月1日

府中市長 小 野 申 人

府中市空き家リバイバルプロジェクト補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅市街地総合整備事業制度要綱(平成16年4月1日付け 国住市第350号国土交通省事務次官通知)に基づき、空き家を地域の有効資源 として捉え、空き家を活用した地域の活性化を図るため、優れた活用方法を提案 する者が行う事業の経費に対し、府中市空き家リバイバルプロジェクト補助金 (以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付することについて、府中市補助 金交付規則(昭和57年府中市規則第16号)に定めるもののほか、必要な事項 を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) リバイバルプロジェクト 空き家を滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、 創作活動施設、文化施設等の用途に利用することにより、地域の活性化に資する先進的な取組のモデルとして適切であると市長が決定した事業をいう。
 - (2) 空き家 居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物をいう。
 - (3) 所有者等 建築物の所有者もしくはその相続人をいう。
 - (4) 改修工事等 モデル事業の実施に必要な工事をいう。

(補助対象建築物)

- 第3条 補助金の交付の対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、 次の各号の要件を全て満たすものとする。
 - (1) 市内に存する空き家であること。
 - (2) 当該リバイバルプロジェクトを市ホームページ及び広報等で事例として紹介することについて同意していること。
 - (3) 過去にこの要綱に基づく補助を受けていないもの。
 - (4) 他の制度による補助金等の交付を受けていない建築物であること。
 - (5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他法令に照らし、適当と認め

られる建築物であること。

- (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域に所在し ない建築物であること。
- (7) 昭和56年5月31日以前に着工された空き家の場合、耐震改修工事等により建築物の耐震性を確保できること、又は補助事業の用途に応じて耐震性若しくはその安全性が確保できること。

(補助対象者等)

- 第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市税(遅延金を含む。)の滞納がなく、補助対象建築物を10年以上活用し、管理し、及び 運営することができる者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 補助対象建築物の所有者等
 - (2) 補助対象建築物の所有者等でない場合、改修工事等を行うことについて、所有者等及び管理者の同意を得ている者

(補助対象経費)

- 第5条 補助金の交付の対象となる費用(消費税及び地方消費税を含む。以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる経費であって、モデル事業を実施するために必要なものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。
 - (1) 台所、浴室、洗面所又は便所の改修工事に要する費用
 - (2) 給排水、電気又はガス設備の改修工事に要する費用
 - (3) 屋根又は外壁等の外装の改修工事に要する費用
 - (4) 壁紙の張替え等の内装の改修工事に要する費用
 - (5) 耐震改修工事に要する費用
 - (6) 補助対象建築物の取得費(用地の取得費を除く。)
 - (7) その他市長が認める工事に要する費用

(改修工事等の施工業者)

第6条 補助の対象となる改修工事等(以下「補助対象工事等」という。)を施工する者は、原則として市内に本店、支店、営業所、事務所その他これらに類する施設を有する法人又は個人事業者に限るものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額 (1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とし、 250万円を限度とする。

(交付の申請)

- 第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象 工事等の着手前に、府中市空き家リバイバルプロジェクト補助金交付申請書(別 記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 工事見積書(内訳明細の付いたもの)
 - (2) 府中市空き家リバイバルプロジェクト事業計画書(別記様式第2号)
 - (3) 補助対象建築物の登記全部事項証明書(未登記の場合はその他の所有者が確認できる書類)
 - (4) 市税完納証明書又は市税納付状況照会承諾書(別記様式第3号)
 - (5) 賃貸借契約書の写し(当該空き家を賃貸又は賃借して活用する場合のみ)
 - (6) 同意書(当該空き家の所有者等でない場合)
 - (7) 補助対象工事等の現状の写真
 - (8) 現況平面図及び計画平面図
 - (9) 建築年度を確認することができる書類
 - (10) 広島県東部建設事務所建築課に事前相談した場合は、その回答書の写し
 - 11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要ないと認めるときは、前項各号に掲げる 書類の添付を省略させることができる。
- 3 申請者は、補助対象経費に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時に仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(補助対象事業の選定)

- 第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、審査会を開催し、事業内 容を審査し、交付対象となるリバイバルプロジェクトの選定を行うものとする。
- 2 前項の審査会及び審査に関することは別に定める。

(交付等の決定及び通知)

第10条 市長は、前条第1項の規定による選定を行った場合は、選定結果を府中市空き家リバイバルプロジェクト補助金交付決定通知書(別記様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(変更等の申請)

- 第11条 前条の規定による決定の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)が、当該申請の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、府中市空き家リバイバルプロジェクト事業変更等承認申請書(別記様式第5号)を市長に提出し、承認を得なければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りではない。
 - (1) 交付目的に変更をもたらすのではなく、かつ、交付決定者の自由な創意によ

- り、より能率的な交付目的達成に資するものである変更
- (2) 目的及び事業能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更 (交付決定の変更)
- 第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査のうえ、府中市空き家リバイバルプロジェクト事業変更等承認通知書(別記様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第13条 交付決定者は、補助対象工事等が完了した日から30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月末のいずれか早い日までに、府中市空き家リバイバルプロジェクト事業実績報告書(別記様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、第8条第3項ただし書の規定により、申請時に仕入控除税額を減額して交付申請をしなかった者については、仕入控除税額を補助金の額から減額して実績報告をするものとする。
 - (1) 空き家リバイバルプロジェクト事業収支決算書(別記様式第8号)
 - (2) 補助対象工事等の完成後の写真
 - (3) 領収書の写し又は支払を証明する書類
 - (4) 契約書の写し
 - (5) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し (建築確認申請が必要な工事を行った場合に限る。)
 - (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、これを検査し、当該 補助対象工事等の成果が交付決定の内容及び交付条件に適合すると認めたときは、 交付すべき補助金の額を確定し、府中市空き家リバイバルプロジェクト補助金額 確定通知書(別記様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

- 第15条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに府中市 空き家リバイバルプロジェクト補助金交付請求書(別記様式第10号)を市長に 提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けた場合には、速やかに補助金を 交付決定者に交付するものとする。

(交付の決定の取消し及び通知)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、 補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 市長が補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めたとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定による取り消しをしたときは、府中市空き家リバイバルプロジェクト補助金交付決定取消通知書(別記様式第11号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第17条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合に おいて、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるも のとする。
- 2 交付決定者が補助事業開始後10年以内に、補助金の交付対象となった事業の 目的に反する利用に供した場合は、補助金を市長に返還しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定に基づき補助金の返還を求めるときは、補助金返還命令 書(別記様式第12号)によるものとする。

(帳簿等の備付け)

- 第18条 補助事業者は、補助対象工事等に係る証ひょう類の整理及び経理を明らかにする帳簿の作成を行い、当該補助対象工事等の完了後5年間保存しなければならない。
- 2 事業開始から、決算報告書を作成し、市から提出を求められた場合には提出をしなければならない。
- 3 市が補助対象建築物に関して確認をしに来た場合は、申請者は応じなければな らない。

(契約の関与)

第19条 補助対象建築物及びその敷地に係る賃貸借契約並びに賃貸借期間中及び 期間満了後における手続等は、補助対象者と所有者等の責任の下で行い、何らか の紛争が生じても補助対象者と所有者等が誠意をもって解決するものとし、市は これに関与しないものとする。

(暴力団の排除)

- 第20条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱 に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規 定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (2) 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の

規定による公表が現に行われている者

- (3) 暴力団又は暴力団員との密接な関係を有する者
- 2 市長は、補助金の交付の決定後に、補助事業者が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、当該交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

(建物等の適切な管理)

第21条 補助事業者は、補助対象工事等の完了後の建築物の適切な管理に努めるものとする。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。